

社会福祉法人釜石市社会福祉協議会役員等の報酬及び旅費規程

平成3年6月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人釜石市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等に対する報酬及び、旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(役員等)

第2条 前条に規定する役員等とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 理事・監事
- (2) 常務理事
- (3) 評議員
- (4) 各種部会・委員会等の委員
- (5) その他会長が必要と認めた者

(報酬)

第3条 本会の役員等の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 会長 年額 360,000円
 - (2) 副会長 年額 60,000円
 - (3) 常務理事 月額 150,000円
- 2 報酬の支給については、任期開始後、次のとおりとする。
- (1) 会長及び副会長は、半年毎に支給する。
 - (2) 常務理事は、各月の一般職員の給与支給日に支給する。
 - (3) 支給は、原則、金融機関の預貯金口座への振込とする。
- 3 役員に変更があった場合は、月割りで算定し支給する。
- 4 常務理事が事務局長を兼任する場合は報酬を支給しない。

(出席報酬)

第4条 役員等の会議報酬の額は、次のとおりとする。但し、会長及び、常務理事は除くものとする。

- (1) 理事・監事 日額 4,000円
 - (2) 評議員 日額 4,000円
 - (3) 各種部会・委員会等の委員 日額 3,000円
 - (4) その他会長が必要と認めた者 会長がその都度定める額
- 2 監事が、監査、出納調査を行なう場合は、日額10,000円を支給する。
- 3 出席報酬の支給については、その都度支給し、原則、金融機関の預貯金口座への振込とする。

(旅費)

第5条 本会の役員等の旅費は、次のとおり支給することができる。

- (1) 会議等出張及び出席旅費は、「事務局職員旅費規程」を準用する。
- (2) 特別な理由により上記より難しい場合、その都度会長が定める額とする。

(旅費の支給方法)

第6条 前条に規定する旅費が、研修、視察を目的とする場合の費用弁償支給については、打ち切り旅費として支給することができる。

附 則

1. この規程は、平成3年6月1日から施行する。
2. 釜石市社会福祉協議会役職員の給与及び旅費に関する規程（昭和63年6月1日施行）は廃止する。

附 則

1. この規程は、制定の日から施行する。平成19年3月27日

附 則

1. この規程は、平成29年6月10日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。